

平成28年9月12日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) ランドスケープ開発 鳳珠郡能登町字宇出津ラ字155番地

2 指名停止期間

平成28年9月12日から平成28年10月11日まで (1箇月)

3 指名停止理由

平成28年7月5日に、奥能登土木総合事務所発注の「一般国道249号 道路災害防除工事(波並7工区)」において、交通誘導員を配置せずにタイヤショベルを作業スペースからバックさせたため、道路側へはみ出した際に片側交互規制区間を通行中の一般車両と接触、車両を破損させた。

現場の安全管理措置の不適切により公衆に損害を与えたことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第5号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(公衆損害事故) 5 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1箇月以上 6箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712